

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	健康福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	はり・きゅう・マッサージ施術費助成に係る施術担当者の指定	
根 拠 法 令	徳島市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術費の助成に関する規則	
根 拠 条 項	第3条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	<p>基 準</p> <p>《施術担当者の指定》 徳島市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術費の助成に関する規則 第3条第1項 施術担当者は、次に掲げる要件を備えるもののうちから市長が指定する。 (1) はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許を有すること。 (2) 市内に施術所を有すること。</p> <p>《施術担当者の指定申請》 第3条第2項 指定を受けようとする者は、徳島市国民健康保険はり・きゅう・マッサージ施術担当者指定申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。 (1) はり師、きゅう師又はあん摩マッサージ指圧師の免許証の写し (2) 施術所開設届出済証の写し又はその証明書</p>	
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 6年12月11日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 7日 (休日を除く)
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定 (令和 年 月 日最終変更)